

医療法人昭征会 坂野病院 厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
2. 入院基本料について
当院は、療養病棟入院基本料（療養病棟入院料Ⅰ）入院患者 20 人に対し看護職員（看護師・准看護師）1 人以上を配置しております。1 日に 10 名以上の看護職員と 6 名以上の看護補助者が勤務しています。日勤帯（9:00～17:00）看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 7 名以内です。看護補助者 1 人当たりの受け持ち人数は 7 名以内です。
夜勤帯（17:00～9:00）
看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 25 名以内です。看護補助者 1 人当たりの受け持ち人数は 50 名以内です。
※当院の職員以外の者による看護（付き添い看護）に関する事項
上記の基準を満たしている為、当病院において、患者様の負担による付き添い看護を行うことは出来ません。
（特別な事情、緊急時は除く。詳細は病棟看護師にお尋ね下さい）
3. 入院時食事療養に関する事項
 - ① 当病院は「入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時適温で提供しております。朝食：8:00 昼食：12:00 夕食：18:00以降
 - ② 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食をはじめとした特別食を提供しております。
入院時食事療養標準負担額について 別紙参照
4. 施設基準等の届出に関する事項（近畿厚生局長に下記、施設基準等の届出を行っております）
 - ① 基本診療料 ◆療養病棟入院基本料（療養病棟入院料Ⅰ） ◆電子的診療情報連携体制整備加算 3
 - ② 特掲診療料
◆「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院 ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
◆運動器リハビリテーション料(Ⅲ) ◆口腔管理連携加算
◆CT撮影及びMRI撮影 ◆薬剤管理指導料 ◆がん治療連携指導料
◆胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術） ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5 ◆入院ベースアップ評価料 46
◆医科診療報酬点数表第1章第2部 入院料等 通則11【入院料減算免除】
 - ③その他の基準
◆酸素の単価 ◆入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
◆個人情報保護に関する規定等は、IF 待合、2階病棟Ns詰所へ掲示しております。
5. 明細書発行体制、長期処方・リフィル処方について ◆IF 待合に別途掲示しております。
6. 指定医療機関（保険医療機関）
◇労災指定病院◇各種健康保険法指定病院◇各種健康保険法指定病院◇生活保護法に基づく指定医療機関
◇公害医療機関◇指定自立支援機関（精神通院）◇被爆者一般疾病指定病院◇難病法に基づく指定医療機関
7. 病院の概要
◇病院名 医療法人昭征会 坂野病院 ◇開設者 医療法人昭征会 理事長 坂野昭 ◇管理医師 今木正文
◇診療科目 内科 消化器内科 外科 消化器外科 整形外科 皮膚科 循環器外科
リハビリテーション科 放射線科 肛門外科
◇入院病床数 医療療養病床 50 床（内 個室 5 床）
◇診療時間 平日 月～土曜日 午前9:00～12:00 受付時間 8:30～12:00
◇休診日 月～土曜日午後 日曜日 年末年始・祝祭日
8. 保険外併用療養費について
◇室料差額（税込 消費税率 10%）個室使用料（1 日）

301 号室	302 号室	303 号室	305 号室	306 号室
5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円

